

議会



◆議会事務局 TEL 2-3118

村議会のしくみ

村議会は村の議決機関であり、条例の制定・改正、予算、決算など重要な事項を決定しています。さらに村長（執行部）が行う行財政の運営が、正しく効率的になされているかどうかを監視することも、議会の重要な役割です。このように村長と村議会は車の両輪のように互いに協力し、村と村民のために働いています。なお、法律で定められた議員定数は14人ですが、条例で8人に定めています。

本 会 議

- 定例会 3, 6, 9, 12月に開かれます。
- 臨時会 必要に応じて開かれます。

委 員 会

広い範囲にわたり専門化した村の事務を合理的、能率的に調査・審査するために常任委員会と特別委員会が設置されています。

各委員会は委員会としての意思決定をしますが、村議会としての最終的な意思決定は、全議員で構成する本会議で行います。

常任委員会	総務委員会が事務の調整を行い、議会から付託を受けた議案や請願等を審査します。
議会運営委員会	常設的な委員会として、議会運営等に関する調査を行い、議案や請願等を審査します。
特別委員会	特別な案件を審議する必要がある場合や案件が複数の常任委員会にまたがる場合、議会の議決で設定され、その案件の審査・調査が終われば消滅します。 平成21年4月1日現在は、小笠原空港開設推進、硫黄島調査の2特別委員会が設置されています。 なお、予算特別委員会（当初予算を審査）と決算特別委員会（決算を審査）がその都度設置されます。

議 事 録 の 閲 覧

村議会が開催される度に、議事録（会議録）を作成しています。議会事務局、地域福祉センター内父島図書室、母島村民会館の図書室で閲覧することができます。

村 議 会 の 傍 聴

本会議は公開が原則となっており、どなたでも傍聴することができます。会議開会5分前まで傍聴受付を行っています。(定員15名)

委員会は制限公開となっており、傍聴の可否をその都度決めて防災無線でお知らせしています。

撮影、録音、飲食禁止等の決まりがありますので、傍聴の際は係員の指示に従ってください。なお、福祉センター、役場ホール、母島支所のテレビでも会議の様子を見ることができますので、ご利用ください。

● 本会議の傍聴

住所、氏名、年齢を傍聴受付簿に記入し、申請者が記入した番号と同じ傍聴券を受け取ってください。

● 委員会の傍聴

住所、氏名、年齢を傍聴申請書に記入してください。撮影、録音、飲食禁止等の決まりがありますので、傍聴の際は係員の指示に従ってください。なお、福祉センター、役場ホール、母島支所のテレビでも会議の様子を見ることができますので、ご利用ください。

陳 情 ・ 請 願

村政について意見や要望があるときは誰でも行うことができます。

● 陳情 紹介議員はいりません。

● 請願 紹介議員の署名または記名捺印が必要です。

● 陳情・請願の方法

提出者は陳情・請願の要旨等や住所、氏名を記載し、押印のうえ、議長宛に提出してください。書式は特に決まっていますが、次のことに注意してください。

○ 件名、要旨を記載してください。

○ 提出年月日、陳情または請願者の住所、氏名(法人の場合は所在地および代表者名)を記載して押印してください。

○ 請願書には紹介議員1名以上の署名または記名捺印が必要です。

○ 道路・河川等の場所に関するものは、案内図や略図等を付けてください。